

土砂災害警戒区域等の指定区域の変更について

東京都では、がけ崩れなどの土砂災害から住民の命を守るため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を指定しています。

この度、令和5年4月26日に区内1箇所（久我山2-18）の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域の変更について、東京都から公表されましたので報告いたします。

1 土砂災害警戒区域とは（都指定）

（1）警戒区域

- ・傾斜度30度以上で高さ5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さ2倍以内の区域

（2）特別警戒区域

- ・警戒区域のうち、建築物の損壊により住民等に著しい危害が生じる恐れがある区域

2 杉並区の指定区域

区域番号	区域の所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
K001	高井戸東1-16の一部	○	○
K002	高井戸東1-16の一部	○	○
K003	堀ノ内1-9の一部	○	—
K004	和泉4-18の一部	○	○
K005	和泉4-40の一部	○	○
K006	久我山2-18の一部	○	○
K007	久我山2-16の一部	○	○

3 指定区域の変更内容及び変更理由

（1）指定区域の変更内容

- ・「久我山2-18の一部」（区域番号：K006）について、「土砂災害特別警戒区域」の一部を「土砂災害警戒区域」に変更

（2）変更理由

- ・アンカー工施工を実施したため

※アンカー工とは、コンクリート構造物を補強するためアンカーを取り付ける工事

4 指定区域変更に伴う周知

令和5年5月 区公式ホームページの更新

令和5年6月 土砂災害ハザードマップの更新作成及び周知

